

議 会 運 営 委 員 会

日時：令和８年９月１１日（金）

午後：事業厚生常任委員会終了後

場所：本館３階 議場

事 件

１）令和８年９月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

２）その他

令和 8 年 9 月熊取町議会定例会議事日程（案）

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）午前 1 0 時開議

- 日程第1 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取中学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 日程第2 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取北中学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 日程第3 議案第 6 6 号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取南中学校屋内運動場空調設備整備工事）
- 日程第4 議案第 6 7 号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
- 日程第5 議案第 6 9 号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器等の購入について
- 日程第6 議案第 7 0 号 熊取町立小中学校給食備品の購入について
- 日程第7 議案第 7 4 号 令和 8 年度熊取町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第8 議案第 5 8 号 美しいまちづくり条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第 5 9 号 保育所条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 6 0 号 熊取町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第11 議案第 6 1 号 熊取町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第12 議案第 6 2 号 熊取町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第13 議案第 6 3 号 熊取町空家等の適正な管理に関する条例
- 日程第14 議案第 6 8 号 証明書交付対応行政キオスク端末の購入について
- 日程第15 議案第 7 1 号 泉佐野市田尻町清掃施設組合への加入に関する協議について
- 日程第16 議案第 7 2 号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託の変更及び廃止に関する協議について
- 日程第17 議案第 7 5 号 令和 8 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第18 議案第76号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第77号 令和8年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第78号 令和7年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第79号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第80号 令和7年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第81号 令和7年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議案第82号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第83号 令和7年度熊取町下水道事業会計決算認定について

追加議事日程（案）

日程第 1 議員提出議案
 第 号

日程第 2 議員提出議案
 第 号

日程第 3 議員提出議案
 第 号

日程第 4 議員提出議案
 第 号

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

意見書一覧

1 意見書等

- 1) 災害への対応力の強化を求める意見書（案）
（令和8年8月26日受付、R08熊議第000320 号）
- 2) 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）
（令和8年8月26日受付、R08熊議第000320-001 号）
- 3) 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）
（令和8年8月26日受付、R08熊議第000320-002 号）
- 4) 年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書（案）
（令和8年8月26日受付、R08熊議第000320-003 号）

災害への対応力の強化を求める意見書（案）

令和6年能登半島地震からの復旧・復興が道半ばの中、今度は令和8年熊本地震が発生した。被災地においては、水道施設の耐震化率が低い中での被災による長期間の断水に加え、避難者の体調悪化を防ぐために必要となる清潔なトイレや、温かい食事、簡易ベッド等の物資・設備が地震発生前に十分確保されていない避難所もあり、快適な環境を速やかに提供できない事態が再び発生している。

こうした中、地方の災害への対応力向上を図るためには、水道施設などの耐震化や災害発生時における快適な避難生活に向けた環境整備への支援の拡充が求められている。

また、プッシュ型で届く予定の物資が速やかに現地に到達するための検証や改善が必要である。防災庁の一刻も早い立ち上げが待ち望まれている。

よって本町議会は、国会及び政府において、我が国全体の災害への対応力を強化するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く求める。

1. 防災庁の立ち上げを早急に行うこと。
2. 給水の維持確保に向けた水道施設の耐震化を推進するため、自治体等の水道事業者への財政支援を拡充すること。
3. 被災者に対して、良好なTKB（トイレ・キッチン・ベッド）環境を提供するため、避難所で必要となる物資等の備蓄の推進に向けた自治体への財政支援、備蓄品及び保管促進策について検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 9月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先 内閣総理大臣、防災担当大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（案）

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（T P N W）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置付ける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎える。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、熊取町議会は日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月 日

大阪府泉南郡熊取町議会

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣

内閣総理大臣 高市 早苗 殿
内閣府特命担当大臣（防災） あかま 二郎 殿
国土交通大臣 金子 恭之 殿
厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿
経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書(案)

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中で避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

一、猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

一、災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

一、被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

一、ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

一、複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿
財務大臣 片山 さつき 殿
総務大臣 林 芳正 殿
厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書(案)

物価高騰が続く中、公的年金の給付額については「物価スライド(改定)」に基づき増額改定が行われている。しかしながら、この微増によって年金収入が僅かに増加した結果、住民税の非課税限度額を超えてしまい、これまで「非課税世帯」であった高齢者層が「課税世帯」へ移行する事態が全国で相次いでいる。

これにより、住民税の課税が発生するのみならず、介護保険料の段階が引き上がって大幅な増額(1.5倍以上等)となったり、介護保険施設等における補足給付(食費・居住費の軽減)や高額介護サービス費の優遇措置が受けられなくなったりするなど、連動する社会保障制度上の負担が一気に跳ね上がる現象が生じている。

結果として、年金の支給額がわずかに増えたにもかかわらず、手取り額や実質的な生活費が大幅に減少するという「制度の狭間による逆転現象」が引き起こされており、物価高に苦しむ生活現場において極めて理不尽で過重な負担を強いる結果となっている。

年金額の改定が物価高騰への対応を目的としているにもかかわらず、税制や社会保障制度の境界線(壁)が据え置かれていることによって生じるこの問題は、制度設計上の重大な不備であり、一刻も早い是正が必要である。

よって、国におかれては、国民の安心と安定した生活を守るため、下記事項について早急に是正措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 非課税限度額等の見直しと物価連動

年金額の物価スライド改定に合わせ、住民税の基礎控除額および非課税限度額を柔軟に引き上げるなど、年金微増のみを理由として不利益が生じない制度構造へと是正すること。

2. 急激な負担増を防ぐ「経過措置」の早期導入

非課税世帯から課税世帯へ移行した直後の層に対し、介護保険料や介護サービス自己負担額の急増(崖)を緩和する漸減的な調整措置や経過措置を直ちに講じること。

3. 早期の制度見直し実行

制度改善の検討にあたっては、数年先への先送りをすることなく、次期制度改正・予算編成において前倒しで迅速に対応すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年 月 日

(案)

R08 熊議委第 000020 号
令和 8 年 9 月 9 日

熊取町議会議長 文野 慎治 様

議会運営委員会
委員長 大林 隆昭

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を必要とするものと決定したので、議会会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項
2. 理 由 上記事項について本委員会が閉会中もなお継続して調査する必要があるため
3. 調査期間 令和 8 年 9 月定例会閉会から令和 8 年 1 2 定例会開会まで